

(新) 温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業
(石油特会)

3,000百万円(0百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

国内排出量取引制度は、市場メカニズムを活用し、費用効果的かつ確実に排出削減を実現できるとともに、京都メカニズムとリンクすることにより京都メカニズムの活用に対する動機付けにもなるという特長を有する。

本補助は、自主参加型国内排出量取引制度を実施するためのもの。

自主参加型国内排出量取引制度は、設備補助 削減の約束 排出枠の取引 の3つをセットにすることにより、積極的に排出削減に取り組もうとする事業者を支援し、費用効果的かつ確実に削減を実現しようとするもの。

具体的な仕組みは以下のとおり。

- ・制度に参加する事業者は、一定量の排出削減を約束し、国内における省エネ・代エネによる温室効果ガス排出抑制設備導入への補助(補助率1/3)を受ける。補助採択に当たっては、費用効率性(補助額/C02削減量)を重視。
- ・参加事業者は平成17年度に設備を整備。平成18年4月に各事業者に取引可能な排出枠を交付(随時取引可能)。
- ・平成18年度終了後、参加事業者は平成18年度の実排出量を算定し、検証機関の検証を受ける。
- ・各事業者は、平成18年度の実排出量に応じた排出枠を提出(CDMクレジットも活用可能)。提出できない場合には補助金を返還。

2. 事業計画

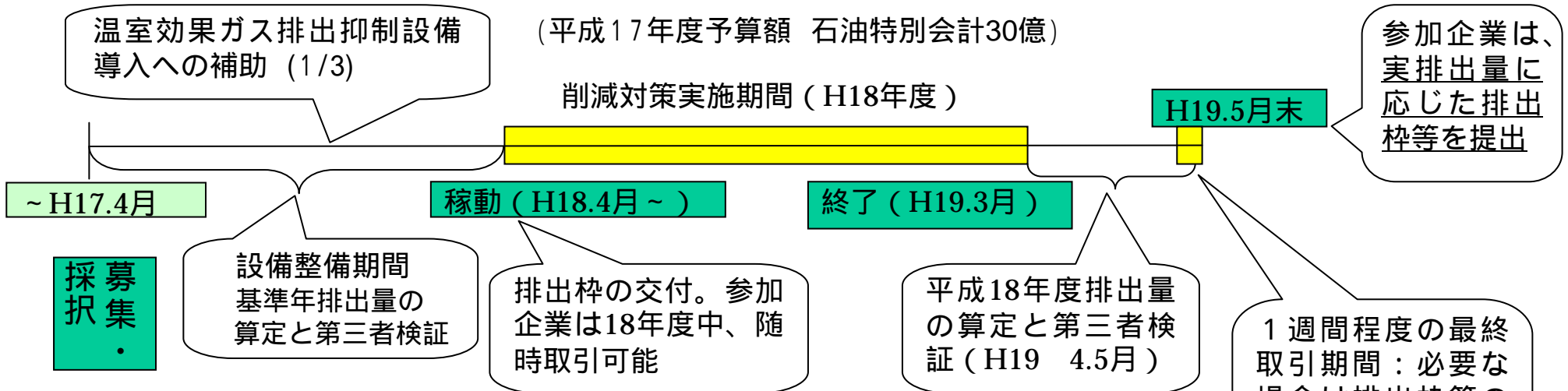
平成17年度 (2005年度)	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)
<ul style="list-style-type: none"> ・自主参加型国内排出量取引制度を開始 ・補助事業の公募採択、設備整備の実施(費用効率性を重視) ・参加企業による基準年排出量の算定・検証 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加企業による温室効果ガス削減対策の実施 ・排出枠の交付と取引 	<ul style="list-style-type: none"> ・排出量の算定及び第三者機関による検証 ・目標達成に必要な場合、排出枠の最終取引 ・最終取引後なお実排出量に応じた排出枠を提出できない場合は補助金返還

- ・補助先 民間事業者
- ・補助率 1 / 3 (1工場・事業場当たり2億円を上限)

3. 施策の効果

費用効果的かつ確実に追加的削減を実現
国内排出量取引制度に関する知見・経験の蓄積

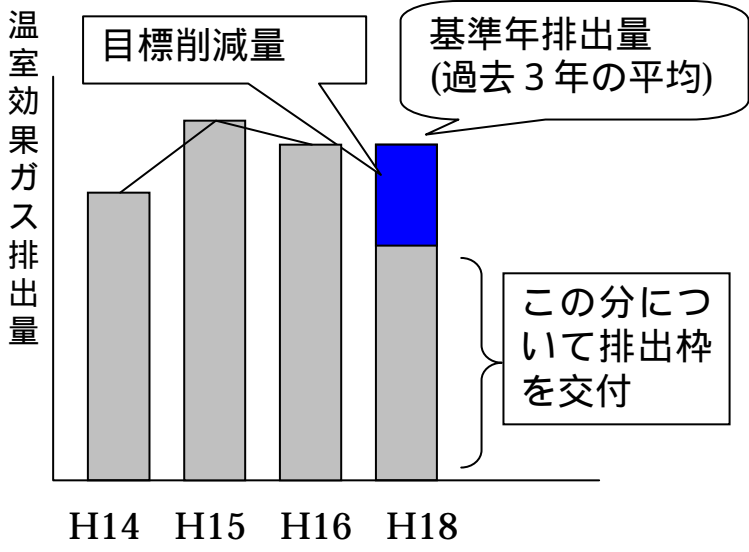
自主参加型国内排出量取引制度案の概要



(補助対象設備)
 ・省エネ・代エネによる温室効果ガス排出抑制設備(石油特別会計:予算総額30億円)

(設備補助申請の際必要な事項)
 ・導入する設備及びその費用
 ・これにより削減される目標削減量
 ・基準年排出量 (過去3年間の平均)
 参加は工場・事業場単位

費用効率性 (tCO2削減当たりの補助額)を重視して採択
 補助率1/3。(1工場・事業場当たり2億円を上限)



<ポイント>
 最終取引期間終了後、実排出量に応じた排出枠等を提出できない場合には、支払われた補助金を返還

他企業から購入した排出枠やCDMクレジットを使用することができる。